

第2回 尼崎市公営企業審議会  
会 議 録

1 開催日時 平成 30 年 11 月 22 日 (木) 午前 10 時 10 分から

2 開催場所 尼崎市中小企業センター 4 階 402 会議室

3 出席者

委員 板垣 眞輝恵 浦上 拓也

大野 悦子 瓦田 太賀四

鋏田 泰子 小谷 典子

酒井 聡 佐野 剛志

杉山 公克 寺田 智子

紅谷 昇平

(欠席委員) 足立 泰美

幹事 有川 康裕 久下 均

橋本 一義

【午前 10 時 10 分 開会】

【会長】 それでは、定刻、ちょっと時間を過ぎましたが、ただいまから第 2 回尼崎市公営企業審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、また雨も若干降り始めましてお足元の悪いところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員等の出席状況について、幹事からご説明をお願いいたします。

【幹事】 まず、本日の出席委員は 11 人です。過半数の 6 人を超えておりますので、審議会は成立いたしております。

また、本日の傍聴者は一般傍聴 3 人でございます。

報告は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。本日の次第を見ましたところ、現段階で非公開とすべき内容の案件はないと考えますので、公開として進めたいと考えます。審議の途中でどうしてもこれは非公開とすべき事案が参りましたならば、またお諮りしまして、その段階で非公開にするかどうかを考えたいと思います。

それでは、公開という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、傍聴の方のご入場をお願いいたします。

(傍聴者入室)

【幹事】 それでは、皆様方のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

第 5 号「次期ビジョンの策定に係る検討資料」でございます。お開きいただきまして、資料に落丁等がございましたら、申し訳ございませんが、幹事までお申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

【会長】 お手元に配付されている資料は、第 5 号と、あと式次第でございますが、皆さん方、お手元は全部よろしいですか。

それでは、次第に従いまして議事に入ってまいりたいと思います。

次期ビジョンの策定に係る検討資料に関しまして、事務局のほうでご説明をお願いいたします。

【幹事】 それでは、次期ビジョンの策定に係ります検討資料の説明について、事務局からご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局、資料第5号1ページから12ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。

目次のところの①水供給システムの最適化というところでご説明が終わりました。特に今後の神崎浄水場のあり方というか、阪神水道企業団、つまり浄水施設の問題、それから配水管等の問題等の説明がありましたけれども、お手元の資料は結構分厚いので、できるだけ簡略化してご説明をお願いしたいということを事前に私から要求しましたので、要点のところをポイントとしてご説明されたと思います。疑問に思われることとか、そういうものはどんどんどんどんご質問していただければ、追加の説明があると思いますので、よろしくお願いたします。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 マイクなしでもよろしいですか、そのまま。まず第1番目の質問ですけど、今回のこの資料は今日のための検討資料で、公開の予定はありますか。ホームページ等でこのまま公開されるとか、そういう形か。それとあと、これがビジョンの一部なのかどうかということについて、お伺いしたいです。

【幹事】 資料はホームページで掲載していこうと考えております。ただ、この内容ですけれども、これについてはまだ検討資料でございますので、ビジョンになりました段階は構成とか表現等は若干違う形を考えております。

以上でございます。

【委員】 わかりました。じゃ、それを踏まえまして、やはり少し、構成、いや、わかりやすそうでもわかりにくい資料で、おそらく今日この資料で説明いただいても多分、もし今日おそろいの皆さんがご理解されていけば、すごいなと思うんですけど、わかりにくい構成になっているのかなと思うので、その辺を指摘させていただきたいんですが、まず、目次を開いていただきまして、1、2はいいんですけど、3の「事業を取り巻く環境と課題」、これは私、事前説明をいただいたとき、「現状と課題」という項目だったんですけども、今回改めて「事業を取り巻く環境と課題」という書き方をされているんですが、我々、事業を取り巻く環境といえ、大体水道で言うと、人口減少と、自然災害と、老朽管の更新と、そういう形で大きく三つぐらいは事業を取り巻く環境の変化ということで、今直面している環境変化ということで説明するんですが、おそらくここではあまりそこに大きなウエートを置いているというよりは、現状と課題と、当初説明されたような内容でおまとめになっているので、むしろ逆に、「事業を取り巻く環境と課題」というタイトルをつけるとどうしても、読み始めるときに、じゃ、今直面している事業環境って何だというときに、どこに書いてあるのというような読み方をしてしまうので、そこはわかりやすく環境の変化の部分と、現状と課題というふうにまとめていただければいいんですが、1のところ

多少環境について、人口減少とか、需要の減少とか、施設の老朽化については書いてあるんですが、ただ、ひっくり返して水供給システムの施設能力の適正化の中身としての説明になっていますので、そこは構成として「事業を取り巻く環境と課題」というタイトルでまとめられるのであれば、そういうまとめ方にしていただければいいですし、もし今のままであれば、もともとの「現状と課題」というほうが今の構成にはしっくりくるかなというような読み方をしました。

幾つか指摘させていただきたいんですが、公開されるということで、2ページに社人研の推計と書いてありますが、社人研といっても、我々は知っているんですけど、知らない人が読むと、何だろうということになるので、ご説明の中では社会保障・人口問題研究所とちゃんと全てご説明されましたので、どこかに社人研を略称として使うという書き方がされていけばいいんですが、見当たらないので、ここはいきなり社人研と言われても、何だろうというふうに見てしまわれる方もおられるのではないかなと思いました。

それと、7ページの要因①の図、天秤にかけてというところ。私も最初、事前説明のときにも「あれ？」と思ったんですが、よくよく読むと確かにわかりやすいイメージとしてお出しになっているかと思うんですが、片方が上がれば片方が下がるとか、要するに右と左がバランスされるはずなんですけど、右側は浄水場の維持で、左側は浄水場の見直しなんですけど、浄水場の維持をすれば当然リスク回避になって、だけど費用は増大するというのが右側ですよ。左側の浄水場の見直しをすれば費用の増大が抑制されるとか、多分その辺のトレンドとかバランスの図だと思うので、わかりやすさを見せていただいているんですが、右と左に同じ要因が載っているんで、これはちょっと違和感を感じてしまいますということで、ここは工夫していただければなと思います。

あとは、今ご説明いただいた内容は、目次に戻っていただきましたら、①水供給システムの最適化で、その中身として施設能力の適正化、今回の浄水場のあり方についての説明と、2のところ配水管についてのお話ということで、12ページに取組みの方向性として下に書いてあるんですけど、これが一体何を受けての取組みの方向性なのかというのが、これはたしか①-2を受けてじゃなくて①全体を受けての方向性という形でお書きになった。多分、あとの構成も同じような書き方をされているので、①に対しての課題と方向性みたいなものを1ページとして大きくまとめていただくほうが、ここにぱっと書かれても、これが①の全体を受けての方向性としての書き方となっているというふうにはなかなか読みづらい部分もありますので、全体が現状と課題とその方向性をまとめていくということであれば、1ページぐらい使って、それ全体をまとめるような何かわかりやすいページをおつくりいただいたほうが良いように思いました。

あと、多分、水質についてのお話もあるんですけど、そういう意味で、構成が①②③はわかりやすいんですけど、その次の水質みたいなものが間にぼんと挟まってくると、構成としてどうなっているのというのがなかなか読みづらい部分も出てくるので、もう一度全体構成を少しお考えいただければなということをおもいました。

以上です。済みません、長くなりましたが。

【会長】      ありがとうございました。

基本的にこれをそのまま外部に公表するときの問題点という形のご指摘の中に、一般の

市民の方がわかりやすいような形のものというご指摘だろうと思いますが、ただ、これは非常に難しいというか、公営企業審議会の配付資料をそのまま載せないで、加工したものを市民に「配付資料です」という形で出すのがいいのか。おそらく、それだと配付資料の公開ではなくて審議会第1回での説明の内容というか、具体的に検討した内容を別個にまたつけるという形の公表の仕方になるだろうなど。一般的には会議のときに出された資料をそのまま出すというのが原則、第一でありますので、それを加工したものを、いずれにしても、市民にわかりやすくするために加工しようが何しようが、出す場合ですね、その場合は、第1回の審議内容をご説明するときの資料という形で出されたいと思います。配付資料ではなくて。だから、ご指摘のとおり、一般の市民の方がわかりやすいようにされたほうがいいと思います。

それから、先ほど12ページの取組みの方向性、最初に私もその説明を受けたときに、ばらばらとありましたので、それぞれ説明するところで何を言いたいのかというのをきちっと言わないと、これはわからないという形で言いましたところ、これもぽっと出てきているので、おっしゃるとおり、ここの部分をもうちょっと、①をきちっとまとめたものですという形の小見出しとか何かを設けたほうがいいでしょうということです。

一般の市民の方がわかりやすいという意味合いで、この会議の内容がネット等で公開される際の注意点という形でご指摘を受けました。その意味から、先ほど申し上げましたように、配付資料という形で公表するときにはこういうふうになってしまいますけれども、そうじゃなくて、第1回の審議内容をご説明するという形で出される分に関してはいいんじゃないかと思っておりますので、その方向でご検討をお願いしたいと思います。

ほか、何かご質問。どうぞ。

**【委員】** 今回の、今のご説明資料で阪神水道企業団との調整が必須であるとか、工業用水のところでもいろんな共同施設が多くて、そちらとの調整が必要という文章がたくさん出てくるんですけども、そういう場合、通常はやはり上位計画があって、そちらで広域の調整をやって、それで決められたものに対して、尼崎も西宮も伊丹も上位計画を前提条件として計画をつくるというのが多分、一般的な行政の進め方だと思うんです。

質問としては、まず阪神水道のほうでこちらの水道ビジョンに該当するような長期計画をつくられているのか。

二つ目が、関係する自治体ですね、西宮であるとか伊丹のビジョンの策定年次は統一されているのかどうか。今回のこの次期ビジョンには間に合わなくても、次の次のビジョンまでには、上位計画じゃないですけど、まず阪神水道の計画というか、方針を立てていただいて、それに合わせて、関係する市が足並みをそろえてやっていくというのが理想は理想だと思うんです。工業用水も似たようなものだと思うんですけども、そういう、より広域の計画の背景でありますとか調整の方法なりがどうなっているのか。私は水道は素人なので、お教えいただければと思います。

**【幹事】** まず、阪神水道企業団の計画ですけども、この2018年の3月に水道用水供給ビジョン2017というものを阪神水道企業団で策定されております。ただ、内容につきましては、構成市等と調整が必要になってまいりますので、どちらかという大きな方向性

だけを書かれたようなものになっております。あと、アクションプランも策定されているんですけれども、それにつきましても、構成市等との調整を十分にしながら、今後の具体的な内容を詰めていくというような形で策定されておりますので、上位計画のほうで何か方向性がきちっと固まったものが、具体的なものがあるかという、今はそういう形ではありません。

それともう一つ、阪神水道企業団の構成市は尼崎市、神戸市、西宮市、宝塚市、芦屋市、5市あるんですけれども、それぞれの計画の策定の期間は統一されてはおりません。工業用水は西宮と伊丹と尼崎、3市の共同施設で運営しているところはあるんですけれども、そちらも計画の時期は統一はされてはおりません。

以上でございます。

**【委員】** それであれば、まず、阪神水道企業団との協議なり調整というのはどう進める予定なのかということと、関係するのであれば、どこかで、今回のビジョンも阪神水道がビジョンをつくったので、それを受けてつくるとのことだと思わうんですけれども、神戸市さんとかはなかなか難しいと思いますが、阪神間の自治体だけでも少しビジョンが、10年じゃなくて11年だったり9年だったりしてもいいと思わうんですけれども、次の次ぐらいを目標にそろえたほうがいいかなと思いました。

**【幹事】** 阪神水道企業団との協議なんですけれども、阪神水道企業団のほうで4年ごとの財政計画というものを策定してございまして、その財政計画の次期財政計画の初年度が32年度です。なので、平成32年、33年、34年、35年、この4年間の財政計画を阪神水道企業団でつくっていかれるんですが、その財政計画の中に盛り込む事業内容、それと費用負担の見直しについて、構成市の課長レベル、次に管理者レベル、それで段階を分けて協議して方向性を決定していくというような形をとっております。

以上でございます。

**【委員】** 尼崎のビジョンだけ見てもわからないことが多いので、関係機関も入ったようなスケジュールなりを最終的に入れていただけるとわかりやすくなるんじゃないかなと思いました。

**【会長】** ありがとうございます。

阪水はそれぞれ構成市から評議員というか、そういうものを出して、そこで意思決定されていると私は聞いておりますので。阪水で例えば水の供給の量を策定して行って、ダムを構築して行って、構成市のほうはそんなものは要らないという形で、結局、違約金を払ってダムを中止したというのがあります。だから、阪水もそれぞれの構成市の要望を聞きながら、絶えず見直しを図っていくというのが一般的な流れだと。まず、広域水道というものを進めていくというのが非常に重要なことなので、それは阪水と尼崎水道局と、もしくは構成市の水道局と話し合いながら、水の融通、例えば宝塚市が入ってきたときには西宮が、逆に言うと、配水量をくれと。人口が増えていますので。そういうのもありますし、さらに、厚労省等も広域水道とかそういうのも指摘しておりますので、逆に言うと、構成

市以外のエリアにもそれを供給できるかどうかという議論も多分出てくるかもしれません。いろんな側面、宝塚市が阪水に入ってきましたので、同様な自治体もどんどん出てくるだろうなど。関西エリアというか、淀川の水を使っている自治体同士でより効果的な事業運営が、継続性が可能なものができるように、今、国で水道法の見直しが進んでおりまして、民営化とかそういうものもありますけれども、まず民営化するよりも何も、今の事業体の中で効率性とかそういうものをきちっと担保し得るものができる体制を整えるべきだろうなと思います。ご指摘のとおり、関係自治体とか阪水との協議のあり方とか、そういうのも含めてまたご提言いただければと思います。

ほか、何かありますか。

**【委員】** 2点ほどよろしいですか。

本日ご説明いただいた内容は、課題をお示しいただいたという話ですけれども、これは最終的にビジョンとなると、今後10年間で何をするかという、その目安がないと、ビジョンとして成立しないと思うんです。そういう意味では、今このままの状態であると10年後はこういう状態で、それをどう上げようか、どう下げようかということを考えられているのかなというのが、今回の資料だけでは全くわからない。課題とされているのであれば、今現状でそのまま10年いくとこういうベースになる、10年後までに何かをすることによってよくなる、というような指標をお示しいただくのがいいかなと思います。ビジョンそのものは、10年後にどういう状態に持っていきたいのかという、ある程度その目標が決まった中で、いろんな財政的な問題であったり更新の問題とかが出てくると思います。今後、ビジョンそのものの構成がどういうふうになるのかなというのも踏まえて教えていただきたいというのが1点です。

あともう1個は、今回課題として挙げられていないんですけれども、この近辺の事業体なんかでいくと、管が老朽化してきて、漏水し、不明水がたくさん出てきて、どうしようもなくなってきているという問題が結構上がってきています。尼崎もかなり古い管が多いとは思いますが、不明水のような情報をどれぐらいお持ちなのかなというのと、それがそんなに問題になっていないんだったらいいんですけども、数年前に尼崎のほうでも配水ブロックというのをある程度つくられたと思いますので、ある程度ブロックごとに不明水であったりそうしたものの評価ができるのかなと思うんですが、その辺についてもお答えいただけませんか。

**【幹事】** まず、ビジョンの構成ですが、今回も主に現状と、今の課題を掲載させていただいているんですが、次回また今後の方向性、どう取り組んでいくかという内容でご審議いただきます際には、今、委員がおっしゃられましたように、自然体でいきましたらこんな形、それを工夫することによってこういう方向に持っていく、そんなものがわかるような資料を提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**【幹事】** 2点目なんですけれども、この資料にも書いてありますとおり、現状の管網といたしましてはブロック化はまだできておりません。したがって、委員が言われて



いるような、ブロックごとにどの程度の不明水量があるのかという推定も今のところはできておりません。全体としては、本市の有収率としましては92%、有効率として大体95%程度ですので、浄水場から送り出すときにはかった流量と、皆様がお使いの水道メーターで積算された流量との違いが5%ぐらいあるというような状態でございます。

【委員】 それは経年的に見てずっと5%が維持されているんですか。

【幹事】 基本的には維持しております。それにつきましては、今後の議論の中でもお示ししてまいりますけれども、配水管等の漏水の修繕件数であるとかが減少傾向にございますので、そういったことから、増えていないということで判断いたしております。

以上です。

【会長】 ほか、ご質問等はありませんか。どうぞ。

【委員】 この資料を見せてもらって、最終的にこの10年間でビジョンとして、先ほど委員から言われました目標というかな、どういう形にするかというのは、この資料で読み取ったら、要するに阪水からの負担は年間40億円ですね。しかも、その阪水の水量が尼崎市全体の9割を占めている。1割が神崎浄水場。しかも、そのうち、これは実績との差ということで載っていますけれども、よく私たちが言うのは取り残しですかね、言われているのが、その40億円の2割、8億円を、実際使っていない水に対して8億円も払っている。そのことについて、構成市も含めて阪水との間で、それを下げてほしいということをやっと交渉はしているんですけれども、これはここに書いていますけど、本市の都合だけではできないということの中で、猪名川浄水場がダウンサイジングするという、このときを捉まえて、尼崎の費用を軽減できないかどうかというのを、この10年の間にしっかりと取り組んで。それができれば当然費用は減りますから。

同時に、神崎浄水場は、10ページに書いていますけど、阪神水道企業団からの受水量を可能な限り削減することに取り組む中で、神崎浄水場に係る施設の機能の見直し時期を考えていきますということで、基本的には神崎浄水場を建て直すのかとか、更新するのかとかじゃなくて、そういう阪水との関係の中で神崎浄水場も考えていきたいと思いますということだと思っておりますけど、それをもうちょっと、委員もそうですけれども、市民にわかる形で。尼崎の水道料金のほとんどが要するに阪神水道企業団の受水費で、それは上下するというので、決して人件費とか薬剤費とかを含めての、減価償却は別にしてですね、ということではないということをおっしゃった中で10年間どうしていくのかということをおっしゃってわかりやすい形で資料にしてもらったらいと思うんですけど、私のこの読み方は間違っていないかなと思って。確認させてください。

【幹事】 今、委員からございましたとおり、まず阪神水道企業団、阪水の受水費は、水道事業の歳出に占める割合は非常に高いものがあります。約40億円ということでございますので。それと、この中で、これも委員がおっしゃったとおり、実績との差ですね、これも水量が人口の減とともに減ってきているということで、これも生じてきているという

ことも非常に課題だと考えております。

その中で、今、阪水の猪名川浄水場が、当然全体的に水量が減っていますのでダウンサイジングを考えられているということで、今まさしくその取組みを、阪水の事務局と我々構成市で協議に入っているところでございます。今から段階的に見直しをやっていこうかということで、今、順次下げられるものから下げていく。そして、ダウンサイジングしたときにさらに下げるということで今ずっと協議をやっていっていますので、その協議の内容、それと、さっき申しましたように、32年から阪水も新しい財政計画に入りますので、これも本市のこの部分に反映させていただきたいなと思いますし、あと、本市としての、阪水にどういうふうに市としてかかわっていくか。その中で神崎をどうしていくかということも含めて、一定の方向性をお示しできたらなと思っています。

あと、この計算の仕方ですね。これは、阪神水道企業団というのが市民の方になかなかご理解いただけないと思いますので、おそらく多くの方は尼崎市で水をつくっていると思われていますので、その辺のところはまた実際のビジョンなんかでお示しするときに、よりわかりやすく説明させていただき、課題も気になる中で、きちっとした方向性、特に阪水と構成市の本市との関係、その中でも本市はどうしていきたいかというのはきっちりお示しできたらと思っています。

以上でございます。

【委員】 もう一つだけ。12ページの配水バランスのイメージで、猪名川浄水場水系で68%とありますよね。その横に「バランスの均衡化が必要」ということで載っていますけれども、ちょっと私、計算と言ったらおかしいですけど、このバランスを見ると、神崎は13%そのままとして、猪名川と尼浄のバランスは42と42ぐらいというイメージでいいんですか。

【幹事】 概ね浄水機能につきましては、浄水処理は今のよう池ごと、能力を落とす場合でも池単位でしか落とせないというような事情がありますので、今、委員がおっしゃられたように、42、42というぴったりの数字ではないはずでございます。

【委員】 いけることはわかりました。結構です。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 どうもありがとうございました。  
どうぞ。

【委員】 課題として、同じようなページに、口径のダウンサイジングの話が上がってはいるんですけども、もちろん全体を見ると水需要というのは減ってはいるんですけども、尼崎なんかでいくと、北部のほうはすごくこれから人口が増加している、もしくは

現状でも維持しているような地域と、南部でもどんどん人がいなくなっている地域、そういうところに対して全ての地域がダウンサイジングというよりは、むしろ口径を大きくしていくような地域であったり、管網を増強していくような地域というのもあるかと思うので、全て人口減少傾向であるというよりは、今の尼崎市の現状に応じた丁寧な評価をしないといけないというような書き方のほうがいいのかと思っています。

【幹事】 おっしゃられるとおり、これまでの、平成13年と例えば23年のエリアごとの需要を比べますと、今、委員がおっしゃられた北部エリアはその10年間で11.2%ぐらいの減少にとどまっているのに対しまして、南部エリアは20%以上の減少となっているように、当然エリアごとに需要というのが変化してまいりますので、そういったことは十分考慮しながら、それにつきましては今後の配水のブロック化の中で、ブロックを横断する配水本管なりの基幹管路をその部分でバックアップがきちとなされるような検討を行いながら、具体の口径検討等に入っていくという形になるかと思っています。

以上です。

【会長】 ほかはよろしいですか。

じゃ、大分時間をとりましたので、次の項目に入っていきたいと思います。引き続きお願いします。

(事務局、資料第5号14ページから16ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。今回は逆に簡潔に説明していただきました。

何かご質問等はありませんか。どうぞ。

【委員】 やはり、どうして水質管理だけ、ここだけ目次に線が引いて、囲みがあって、二重丸で構成されたのか。唐突だし。多分おっしゃりたいことはわかるんですけど、構成のやり方としてこういう、何か特別なのか、別に特別でもなく一つの箇所なのか、どうして①-3にはならないのかというところですね。だから、こういう書き方をすると、特別扱いされているのかと。確かに1、2、3は安全・強靱・持続でという並びなんですけど、安全の中の水質管理が一番重要な項目ですし、何かその辺の構成上の工夫ができないかなということです。

あと、16ページ、鉛製給水管の解消ということで、そこに書いてある内容ですが、市所有の配水管の布設替工事に合わせた取替えをということなんですけど、ユーザー所有の鉛管というのは、ユーザー個人の支出で取替えになるかと思うんですけど、これ、書き方をそのまま読むと、市で取替えますというふうに読めるんですけど、そういう取組みをされていると理解してよろしいんですか。

【幹事】 まずは配水管の布設替え、更新時に、それにつながっている鉛製給水管につきましては、我々の配水管を更新するに合わせてメーターまでの、もしメーターまでで鉛製給水管が残っていれば、所有者のご了解を得た中で取替えを行っております。現在、そ

れとは別に公道部の鉛製給水管、これにつきましても、所有者のご了解を得て、我々のほうで解消に取り組んでいるような状況でございます。

以上です。

【委員】       メーターまでの話ですよ。

【幹事】       メーターまでの鉛製給水管につきましては、我々の費用で解消をやっております。

【委員】       私も西宮市で市民の皆さんから相談があつて、敷地内にあるんだけれども、市に言っても替えてくれないと。それは当然個人の資産ですので個人でやらないといけないうことなんですけど、そのときに、替えてはもらえないけれども水質検査はしてもらえますよということで、水質検査をお願いしていますということだったので、何かこの部分、特に敏感に反応される市民の皆さんもいらっしゃるんで、そこを少し丁寧にご説明いただいたほうが。あと、個人の資産であっても水質検査には応じていただけるのであれば、そのような、要するに安全ですよということを確認いただける仕組みというか、方法というのがありますので、そういったこともきっちり情報としてお出しになったほうがもう少し丁寧かなと思いました。

以上です。

【会長】       ありがとうございました。

ほか、何かありますか。

今おっしゃった内容のことに関しては、市民の方がどの程度まで理解されているかというのが重要だと思いますので、特に市民の方でよく誤解されているのは、要するにメーターまでは自分のもので、メーターから先は全部水道局のものだと誤解されている方がおそらく多いと思うんです。だから、メーターから先の配管のところ、配水管のところまでが全部自分の所有ですよというのは誰も理解していないというか、という方が多くて、おっしゃっているいろんな工事のついでに所有者のご了解を得て鉛管を取替えているという形でございますので、その辺は積極的にアピールされたほうがいいと思います。

それからさらに、今の段階では、例えば工事の予定はないんだけれども、自分のところは鉛管だとわかったので替えてくれと言ったって、それは無理でしょう。個人のお金でやってくださいということなので。だから、順番にやるときには一緒に交換、水道局の経費でやりますけれども、自分のところが鉛管とわかってすぐに工事をしたいという形で工事をやられた場合には自費でやられるという形になりますね。

それから、先ほど水質の管理というものも、水道局で水質のチェックは全部やっていますよね。

【幹事】       水道法で定められておりますので、使用者の方から要請があれば水質試験を行うということになっております。鉛製給水管の管の材料から水に溶け出す、溶出を抑えるために、我々のほうで、浄水場から送り出す水のpH値を7.5に設定するなど、できる

だけ溶け出しにくいように、そういったことも取り組んでおりますので、そういったことも含めて、市民の皆様にはわかりやすくご説明してまいりたいと思っております。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございます。

ほか。どうぞ。

【委員】 鉛管の更新の後、何の管に替えているんですか。

【幹事】 耐衝撃性のH I V P、塩化ビニール管でございます。

【委員】 まだ配水管でポリ管を採用していなかったと思うんですが。

【会長】 これ、採用していないんですか。

【幹事】 この10月1日から正式に採用するようになりまして、今後、配水管につきましてはダウンサイジングということが重要となってまいりますし、そのためには50mm管という配水管を採用してまいりたいと。ただし、50mm管になりますと、もう一つの我々の責務であります消防水利、消火栓が設置できませんので、そのあたりを今後、消防局とも十分に協議をする中で、ダウンサイジングできるところにはきちっとしていきたいと考えているところです。

以上です。

【委員】 お伺いしたのは、鉛管から違う管に更新するのであれば、できるだけ配水管だけではなくて給水管もあわせた形で耐震性を上げていくというほうが望ましいと思っていて、そこに塩ビ管を使うよりはもう少し物のいいものはたくさんあるかと思えます。配水管のほうも可とう性のある管を採用するという方向があるのであれば、それに合わせて給水管も同じような類いの管を入れていくことが、システムとしては性能が上がると思いましたので、そういう質問をさせてもらいました。

【会長】 ありがとうございます。

【幹事】 給水管で、個人で布設される場合には2層式のポリエチレン管は認めております。ただ、公費で先ほど来説明しております取替えを行う場合には、経済性も考慮いたしましてH I V P。ただ、一応耐震性を担保するためにSバンドを使用するなどしまして、そういうところは一定担保はしているつもりでございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

正直言って、尼崎が配水管にポリエチレン管を使っていないのが、今年からというのに

びっくりしたんですけれども、最初に尼崎のほうで指摘されたのは20年ぐらい前だと思います。中越地震が起こって、ポリエチレン管の有用性というのは非常に高い、効力が非常に高かったというのは全部わかったうえで、導入が非常に遅い。一般的に尼崎市はいろんな面においては革新的な事業を大体全国に先駆けてやられることが多いんですけれども、私はてっきり導入は進んでいるものだったんですが、ちょっといかがなものかなとは思っています。

理論上においてはポリエチレン管は耐用年数がありませんので、要するに掘り起こしてもう1回つけるというのはいないんですよ、理論上においては。だから、まだつくって耐用年数が到来しているものがもともとないものですから、実際何年までもつのかというのはデータがないという形で、各自治体がためらっているところかもしれませんが、それでも関西のエリアでも相当導入されてきているという実績があるようです。その辺がちょっと、今聞いて「えっ」と思ったんですけれども、相当前から審議会で指摘を受けていたはずですが、審議会自体が、開催が何年もたって行われていますので、その辺がちょっと問題かなと思います。

何かご質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして説明をいただけますか。

(事務局、資料第5号17ページから19ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。

ご質問等がありましたら、どうぞ。

【委員】 まず、神崎浄水場の配水池の耐震化等を進めていらっしゃる、管路の耐震化も進めていらっしゃる等、よくわかりました。

地震に関して言うと、ここで上町断層が挙がっていますけれども、今後40年ということを経長期で考えると、間違いなく南海トラフ地震は来るだろうと。南海トラフ地震が来るという前提で考えておかないといけないと思います。場合によっては、南海トラフ地震で絶対壊れるので、南海トラフ地震が来るまでだましまし使って、来て壊れたときに一斉に替えるとかですね。コストを考えると、そういうのもひょっとすると、ありかもしれないです。

次に、復旧の順番ですけれども、配水池が耐震化しても、その前工程のところで水が来ないと水は浄化できない、浄水が手に入らないということがあるので、やはり全体のボトルネックがどこかというのを考えながら対応を考えていく必要があるのかなと思います。事前説明のときに、配水池の耐震化というのは応急給水の水を確保するために必要なんだという話を聞きまして、ああ、なるほどと。その部分の水を確保した後、じゃ、復旧はどうするのか。地震だと多分、水道復旧で管の確認をする時間の間に電気が復旧すると思うので、非常用発電に関しては必要かどうかははっきりはわからない。ただ、応急対応するレベルの小さな発電装置は必要じゃないかなと思います。

次に、今年の西日本豪雨でも浄水施設はかなり被害を受けて、管の被害、管も大阪北部では被害を受けましたけれども、小さい管よりは大きい管、大きい管よりはやはりプラン

ト、浄水場が被害を受けたほうが影響は大きいので、管の耐震化も大事なんですけれども、プラントの耐震化のほうが優先はするんだらうなとは思いますが。

管に関して言うと、橋と一緒に、管を通しているときに橋が大丈夫かどうかということ、北海道の胆振東部地震で、札幌で液状化で道路がぐしゃぐしゃになったのがあるんですけれども、液状化が起こって地盤自体が大きく変位したときに、その変位に耐えられるのかどうかという話が出てくると思っています。南海トラフ地震のように揺れが長く続く地震は、東日本大震災の千葉の浦安のように液状化も非常に大きく出ますので、耐震性のある管を入れていても、ひょっとすると液状化でやられる可能性はあるかもしれない。そうなると、早期復旧を考えて、ある程度、壊れた後、早く直す準備をしておくとかですね。西日本豪雨のときに愛媛の吉田町というところで、オリンピック用の浄水施設を急遽持って行って、代わりの浄水施設を仮設のほうは早くつくったとかいうのがあるので、そういう早期復旧のための方策というの準備しておくというやり方もあるとは思っています。

上町断層だけじゃなくて、今後 10 年であれば南海トラフが絶対来るとは言いませんけれども、40 年の間には絶対来るんだと。この視点は入れておいてください。

次に、じゃ、来たときの応急復旧の費用を賄えるのかどうかと。これは全部料金を上乗せして行って、企業債を発行してということでもずいけるのかどうか。それでいけないのであれば、企業だったら、水道の地震保険があるのかどうか私は知らないですけれども、保険に入るとか、あと、CATボンドとか、災害のリスクファイナンスというの今、広がってはきているので、それも含めて、復旧費用がこれぐらいかかって、それをどう調達するのかというの、今回の検討で間に合うかどうかわからないですけれども、企業のBCPとかでやっぱり必要になってくる視点です。

以上です。

【会長】 事務局、何かありますか。

【幹事】 委員がおっしゃられるとおり、南海トラフ巨大地震についても一定備えておかなきゃいけないということは重々承知しておりまして、今回、被害想定の中でも、兵庫県で一応南海トラフの巨大地震を想定した被害想定を、尼崎市のライフライン、水道施設ではこれぐらいの被害であろうという一定のものを出されておりますので、それを考慮いたしましても、水道施設に関して言うならば、上町断層帯地震のほうが最大の被害が起こるだろうということで、上町断層帯地震を想定した被害想定をもとにした応急復旧、応急給水計画、それを取りまとめますBCPの策定につなげて現在作業をしておる段階でございますので、一定、南海トラフの巨大地震についても少し盛り込めればと考えています。ありがとうございます。

【会長】 ほかはございますか。

【委員】 今回のメニューというのは多分、10年前のビジョンのメニューに近い形での頭出しがされているのかなと思うんですけれども、この10年の間に東日本大震災が起きて、今、委員がおっしゃっていたような南海トラフというの全国的に懸念されるようなこと

から考えると、10年前から考えて、特に本市で考えないといけないということは、地震後の長期停電というのは非常に大きな問題かなと思っています。特にこの水道というのは、電気がないと、とにかく水が送れないというシステムになっていますので、池に水があったとしても、電気が長期間とまると配水できない問題があります。阪水も長期停電に対してはかなり対応を進めているかと思うんですけども、結局、受水点から水をもらった池の水から送るのは全て尼崎市の責任になるかと思しますので、高圧受電等の体制というのはある程度頭出しをするぐらい懸念事項かなと思っています。

あと、これは個人的な興味なんですけれども、この間いろいろ施設を見せていただいて思ったのは、尼崎市の中に阪水の浄水場が2個もあるわけですよ。もし長期停電等の広域災害が起きると、阪水の浄水場の中につくられた浄水池の水というのは多分、阪水は神戸市にそれだけの圧をかけて送れないと思うんです。そうすると、その水というのは、それは場所を貸しているわけじゃないかもしれないですけども、市の中にあるのであれば、阪水と災害時の協定として、水がもし送る用の水として使えないのであれば、尼崎市の中の応急給水として利用できるような協定を結ばれてもいいんじゃないかと思えます。神崎にも配水池はあるけれども、猪名浄、尼浄、どちらも耐震化されている浄水場だと聞いていますので、そうしたところの池の水をうまく市の応急給水として利用するという考え方を持ってもいいのかなと思っています。

**【幹事】** 今まさしく、これまで何度も話題になっている阪神水道企業団との関係性ということで、委員がおっしゃられるとおり、阪神水道企業団は用水供給事業者ですので、たとえ池にあったとしても、委員が今おっしゃられたような、神戸市さんなり、本市より西に位置する構成市さんへ送れないとなれば、当然、浄水池の中にたまった水というものについては尼崎市の応急給水に使えるのではということなんですけど、まだ正式にそういった議論にはなっていません。したがって、我々としては、先ほどから配分量の話がありますけれども、その割合については当然我々の応急給水の水源というか、水量にこれまでも盛り込んだ中で計画を立てております。

まずは非常用発電設備なんですけれども、実を言いますと、先般の台風21号のときに尼崎市内でかなり停電が発生いたしまして、そのときは幸いなことに浄水機能、我々の施設については生きておったというような状態で、そのときに、実を言いますと、1日で、ピークの時間帯は時間当たりで大体1万1,000<sup>m<sup>3</sup></sup>弱、水が出る、皆さんがお使いになられる。そのときに、台風21号のときは同じ時間帯で7,000<sup>m<sup>3</sup></sup>ぐらいしか出なかったということで、災害ということを考えますと、先ほど言われた広域停電、さらに広域停電が発生したときに果たしてどれだけの需要が発生するのかといった大きな、我々の中でなかなか判断しにくいところがございます。そういった中で現在、阪水の尼崎浄水場は中圧のガスをコージェネレーションシステムで常用発電として設備を整えておりまして、そこからは時間当たり1,000<sup>m<sup>3</sup></sup>から1,100<sup>m<sup>3</sup></sup>の間だろうと思っておりますけれども、そういった施設が整備されておまして、今後、阪水さんの猪名川浄水場の改築に合わせましても、そういった災害の対応については構成市と協議しながら整備を進めていきます。そういった中で、果たして神崎浄水場にさらにそういった設備を設ける必要があるのかどうかといったところも、今後も検討してまいりたいと考えております。



以上です。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。ほか、何か。

【委員】 いいですか。19 ページの業務継続計画。最近BCP、BCPと言われているので、括弧書きで入れておくことも必要かなと思いました。

その段落の最後、「策定しました。(予定)」と書いてあるんですけど、これは書き方としては正しいんですか。

【幹事】 ビジョン自体を出すのは31年度ですので、文言は、その平成31年に出したときの文言なんですけれども、実際はまだ策定の途中ということで、括弧書きで注釈を入れさせていただいておりますので、最終、ビジョンになった際にはその時点に合う表現に改めてまいりたいと考えております。

【委員】 要するに、公開時点ではこの括弧書きがなくなるというだけの話ですか。

【幹事】 そのときに策定が終わってしましたら、括弧書きを取ってしまうという形にしております。

【委員】 あともう1点、先ほどの水の安全のところの最後には取組みの方向性のあれで書いていないんですが、あれは単なるコラムだったのか。でも、ちゃんとした説明があったので、同じように取組みの方向性みたいなものが水の安全のところにもあったほうがいいのかと思いました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。統一性を考えればと思います。

ほか、何かありますか。なければ、次に入っていただきたいと思います。

(事務局、資料第5号20ページから21ページまでを説明)

【会長】 ありがとうございます。

事業体の持続性を確保するためには、収益と費用の構成内容のこの分析は結構重要なんですけど、今のところ簡単に書かれております。

何かご質問はありますか。よろしいですか。

【委員】 いいですか。やっぱり持続性を考えるならば、費用の内訳もそうですけれども、時系列的な推移というのは必要になるかと思うので、そういった情報が今後出てくるのだと思うんですけども、推移の話はなかったもので、そこはこれから出てくるだろうなと思うんです。

20 ページの一番下の料金比較なんですけど、これ、10 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>、上に足してありますけど、これは足すことにあまり意味がないので、横に並べて 10 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>と、横に棒グラフを二つ並べたものを各市に比較しないと、西宮市だけ断トツに高くなっていますけど、比べると、10 m<sup>3</sup>だと西宮市は安いので、その辺はちょっと、見せ方ですけど、あまり上にそのまま足すのはよくないんじゃないかなと思いました。

あと、広報は、将来的に料金は必ず上がっていくという中で、もっともっとこれから力を入れていかないといけないことですし、前回、日水協の全国会議でもかなり魅力的な広報活動というのが多数出ておりましたし、非常に重要性というものも徐々に認識されているところですので、今後もっと力を入れていって、市民の皆さんに現状をしっかりと理解していただいて、将来の負担についてご理解いただけるような広報のあり方を考えていくということを盛り込まれるといいのかなと思いました。

以上です。

【会長】      ありがとうございます。

【幹事】      今おっしゃられました経年変化の分については、次回以降また添付させていただきたいと思います。水道料金の比較の表なども含めて、もう少し見やすい形で修正をやってまいりたいと考えております。

【会長】      料金の比較ですけれども、これは自治体によっては、基本水量がついているところと、ついていないところがある。そういう基本水量、基本料金ですね、定量制と基本料金との比較が自治体によって違うというところがあって、おそらくこういう書き方をされたのかなと私は理解したんですけれども、確かにわかりにくいという形になれば、単純に言うと、20 m<sup>3</sup>のあれで全部、比較を出していくというのもありますね。それにどこかで解説が必要になってくるかなと思います。

ほか、何かご質問はよろしいですか。

では、申し訳ない、大分時間をだんだん過ぎて。次に入って、お願いします。

(事務局、資料第 5 号 22 ページから 26 ページまでを説明)

【会長】      ありがとうございます。

何かご質問等は。よろしいですか。時間も大分超過してきていますので、じゃ、次に。また後で振り返ってご質問があったときも受け付けますので。

じゃ、引き続き説明をお願いいたします。

(事務局、資料第 5 号 27 ページを説明)

【会長】      ありがとうございました。

何かご質問等がありましたら。どうぞ。

【委員】 工水の話になるんですけども、24 ページの水需要の推移でも少しはわかるんですが、大きな災害の後って、企業さんは被災地から出ていくんですよ。特に製造業は出ていく傾向が強いです。尼崎はそこは目立たないんですけど、このグラフは、平成 7 年から 14 年ぐらいまでで切ってみていただくと、平成 7 年より前とその後で下がり方が違って見えると思うんです。一回出た企業は、阪神・淡路の場合は臨海部には戻ってこないですね。あれは工場等立地制限法とかいろいろあったんですけども、それでも戻ってこない。現在、工業用水の大口ユーザーの上位 5 社の比率が非常に高いということを考えると、南海トラフであるとか上町断層地震が起こると、それをきっかけにこういったところが出ていってしまうリスクは、正直、あるだろうなど。過去で言うと、大きな被害を受けたところがそれこそ海外に移したとかですね。企業さんも日本の、特に外資系企業が日本と取引する際に、日本の災害リスクは東日本大震災以降非常に意識するようになってきていますので、大口ユーザーさんを引きとめるためにどうすればいいのか。防災だけではないんですけども、やはりそういうコミュニケーションをしっかりとっていくのは大事だと思います。

【会長】 ありがとうございます。  
ほか、ご質問はありますか。

【委員】 よろしいですか。27 ページの下の棒グラフなんですけど、22 年度時点の年齢別の人数と 30 年度の年齢別の人数で、おそらく 22 年度の人数が、10 年ほどたてば、10 年後のものに、要するにオレンジのものが 10 年後には赤い棒グラフに移行していくかと思うんですが、その辺の年齢構成のバランスがちょっと違うなという、その辺の変化というのはどういうことでしょうか。

【公営企業局】 こちらの年齢構成のグラフなんですけど、わかりにくくて非常に申し訳ないですが、意図しておりますのは、どちらかといいますと、まず、何点かございまして、今、委員がおっしゃいましたとおり、薄いほうの色が 22 年、現ビジョンの策定期間ということでございまして、こちらの時期に比較的少なかった若手職員層の部分が、この 30 年度におきますと、例えば 30 歳前後ということで申し上げますと、26 歳からの部分、5 歳刻みでございまして、22 人、あるいは 31 から 35 歳の部分も 30 人と、このあたりが増えておるといのが 10 年の推移の一つの特徴かという部分と、あと、その次の世代ですね、例えば 36 歳あたりから 40 歳の真ん中あたりまでの中堅からベテランの域にかかるような職員の部分、こちらに関しましては逆に、ちょっとここに空洞部分と申しますか、そういったところが今、発生しておるといことでございまして。

それとあと、最後に、現ビジョンのときに集中して課題というふうに現在取り組んでおりました、いわゆる団塊の世代の大量退職と申し上げておりました部分、27 人ほどおりました 56 歳からの定年直前のベテラン職員の方々、このあたりの分布が現在の 30 年におきますと減少しておるとい、そういった傾向がこのビジョンの期間中に起こっておるといことで、全体の職員の年齢分布が変わってきておるといことを示そうという意図なんですけど、もうちょっとわかりやすいように工夫させていただければと考えております。

【委員】 あと、それを踏まえましても、この10年あるいは40年を尼崎市さんは公設公営でやっていくんだという思いを持って取り組まれていると思いますので、今、水道法改正でいろいろ言われていますけれども、ちゃんと責任を持って公設公営でやるんだというメッセージもあるほうがいいですし、そのために職員体制をしっかりと整えていくということも言うておかないと、どんどんどんどん人を減らされていきますので、言うだけ言うておいたほうがいいのかなと思います。

ただ、一方で、どうしても人が減って、施設維持に対して職員が不足する場合には、事業継続のために民間活力の活用を検討していくとか、他事業体との広域連携ですね、今回、水道法改正によって広域連携計画を定めるみたいなことにもなっておりますし、そういったこともこの10年のビジョンの中にしっかりと位置づけていくということをしかりと書いていただければと思います。

以上です。

【会長】 よろしいですか。

ほかはありますか。

人件費のこの構成に対しましてはおそらく、これは専任の職員の方だけを書いているんですか。それとも嘱託とかそういうものも全部含めてですか。

【公営企業局】 こちらのグラフに関しましては、基本的に定年前職員の年齢分布ということでございます。

【会長】 わかりました。他の自治体等においては、定年後においては技術継承とか、そういうものを踏まえて、嘱託とかそういうものによってやっていく、または、要するにこの場合においては、今でこぼこになっている、これをできるだけ平準化できるような体制を整えていくというあれがおそらくやられているんだろうと思いますけれども、そういう方向のものも出されたらいいと思います。

先ほど言われましたように、水道法の改正が今、衆議院だけ通っていますけれども、参議院も多分通るだろうなと思いますけど、ただ、基本的には公営でやる、要するに民営化するメリットというものを、それ以上の効率化をこっちできちんとやれば何の問題も起こりませんのでね。基本的には市民に安心・安全な水を供給するという基本的なものを提供されれば問題ないと思いますので、そういう形のものできちゃんとビジョンの中に盛り込まれるようお願いしたいと思いますが、おそらく市民の方もそれを希望されているんだろうと思います。

ほか、何かありませんか。どのページからでも結構です。よろしいですか。総合的に、全般的にまた、なければ、時間も大分押してまいりましたので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、続きまして、こちらの「次期ビジョンの策定に係る検討資料」に関するご説明は終わったので、次の次第の尼崎市公営企業審議会部会の設置等について、これを事務局にお願いいたします。

【幹事】 それでは、尼崎市公営企業審議会部会の設置等について、ご説明させていただきます。

尼崎市公営企業審議会の条例第6条第1項では、「審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる」という規定をされております。(仮称)「水道・工業用水道ビジョンあまがさき(2020～2029)」の策定に当たりましては、内容が多岐にわたりまして、論点を整理して集中的に審議を行いましたほうが効率的であると考えております。そこで、部会を設置し、(仮称)「水道・工業用水道ビジョンあまがさき(2020～2029)」のたたき台を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、水道部から部会に対する設置の意見がありましたが、ご意見等がありますか。この審議会のほうで素案を出すという、たたき台をまとめ上げるための部会と認識していただいて、基本的に出てきた案をもう一度委員の方からどんどん指摘していただいて、こういう観点が抜けているとか、そういうのがあれば再度また部会に戻して審議会できちっと諮っていくという形にさせていただきたいと思えます。あくまでも部会から出されたものはたたき台であって、素案という言い方もあれですけども、それが案という形ではないということでご理解いただければと思えます。そういう理解のもとでよろしいでしょうか、先生方。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、部会を設置することにいたします。

部会の委員の構成でございますが、これは同条例同条第2項におきまして「部会は、会長が指名する委員で組織する」と規定されておりますので、僭越ながら私のほうから指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。短期的に集中的に、要するに専門的な知識を持って集中的に審議していただきたいと思いますので、専門部会の構成委員を、学識経験者である浦上先生、足立先生、鋤田先生、紅谷先生と私でもって、皆さん方に案を提供するまでのたたき台をつくらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 なお、同条第3項におきまして、部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の中から会長が指名するとありました。また、同条第4項におきまして、第3条第2項及び第3項並びに第2条の規定は、部会について適用することになります。こ

これは、部会長の職務代理者を会長が指名することを意味しておりまして、それらの部会長及び職務代理者につきましては、部会で一回お集まりいただきまして、そこで決められたものを私のほうで指名させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

それでは、大分長くなりましたけれども、内容がかなり多岐にわたりまして、ぎりぎりまで時間がかかりましたけれども、これでもって全ての審議案件が終わりましたので、ここで閉めさせていただきます。

何か事務局から補足事項はありますか。

**【事務局】** 今後の開催予定について説明させていただきたいと考えております。

まずは、本日、審議がありましたように、部会の開催を考えておりまして、具体的には、年末のお忙しい中、申し訳ありませんが、12月27日の午前10時からを考えております。場所は、第1回公営企業審議会と同じ尼崎商工会議所の会議室を考えております。その後、年明けに続きまして複数回の部会の開催を考えておりまして、その部会の審議を受けまして、来年の3月ぐらいに全体会議を予定したいと考えております。ただ、審議が長引けば、その日程についても変更があるかもしれませんが、いずれにいたしましても、皆様方と日程の調整をさせていただきまして、できる限り多くの方にご出席いただける日を設定させていただきたいと考えております。日程は決まり次第ご連絡させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

以上でございますが、何かほかはないですか。

それでは、以上をもちまして第2回尼崎市公営企業審議会の議事を終了いたします。どうもありがとうございました。

**【午前11時55分 閉会】**